

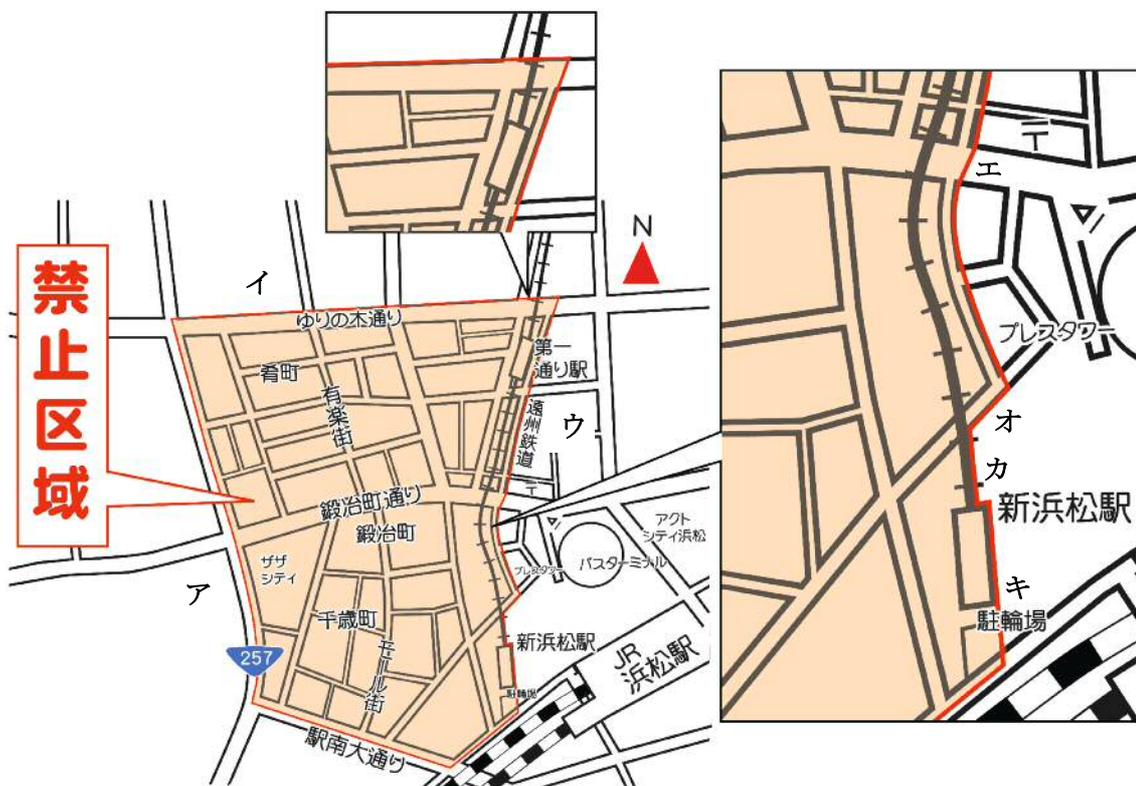
浜松市告示第398号

浜松市客引き行為等の禁止等に関する条例（令和元年浜松市条例第34号）第6条第1項の規定に基づき、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を別図のとおり指定し、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月1日

浜松市長 鈴木 康 友

別図



注

- ア 一般国道257号線、駅南大通り及び市道砂山菅原線は、その中心線を境界とする。
- イ ゆりの木通りは、その北側端線を境界とする。
- ウ・エ 市道下池川旭1号線及び市道旭7号線は、その東側端線を境界とし、これら  
の間は直線で結んだ線を境界とする。
- オ 市道旭5号線は、その南側端線を境界とする。
- カ 遠州鉄道の高架の箇所は、高架を地上に水平投影したものの東側端線を境界と  
する。
- キ 新浜松駅及び駐輪場の箇所は、建物との境を境界とし、これら  
の間は直線で結んだ線を境界とする。